

## 第2回議員政治倫理条例策定特別委員会会議録

- 1 開会日時 令和元年7月29日(月)午前10時50分
- 2 閉会日時 令和元年7月29日(月)午前11時10分
- 3 会議場所 議会協議会室
- 4 出席委員
  - 1番 永徳 省二君
  - 2番 大森 進次君
  - 3番 佐藤 武君
  - 4番 佐々木雄司君
  - 5番 光成 良充君
  - 6番 保田 守君
  - 7番 大口 浩志君
  - 8番 治徳 義明君
  - 9番 原田 素代君
  - 11番 松田 勲君
  - 12番 北川 勝義君
  - 13番 福木 京子君
  - 14番 佐藤 武文君
  - 15番 岡崎 達義君
  - 16番 下山 哲司君
  - 17番 実盛 祥五君
  - 18番 金谷 文則君
- 5 欠席委員
  - 10番 行本 恭庸君
- 6 事務局職員出席者
  - 議会事務局長 元宗 昭二君
  - 主 幹 黒田 未来君
- 7 協議事項
  - 1) 委員会の進め方について
  - 2) その他
- 8 議事内容 別紙のとおり

午前10時50分 開会

○委員長（治徳義明君） ただいまから第2回議員政治倫理条例策定特別委員会を開催いたします。よろしくお願いいたします。

改革委員会からの引き続きということで、大変ですけど、よろしくお願いいたします。

ただいま行本委員は欠席されておりますので、御報告をさせていただいております。そして、北川委員のほうから所用のために途中退席というのを申し出がありました。これを了解しておりますので、皆様よろしくお願いいたします。

本日は、協議事項としまして、委員会の進め方、大枠的な進め方、タイムスケジュールも含めて、そういったことを御協議をお願いしたいと思います。そして、その他。2項目で行ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、協議事項1、委員会の進め方につきましてですけれども、A4のペーパーを提示させていただいておりますけれども、議員政治倫理条例策定特別委員会の進め方（案）として提示させていただきますので、若干説明をさせていただきます。

タイムスケジュールとしましては、令和元年から令和2年度の12月議会で本会議に提出というふうな形で、ゼロベースから協議しますので少し時間がかかるだろうということで、そういう形でタイムスケジュールはありまして、まず初めに条例構成の検討をさせていただいて、そして条例構成の検討が終わりましたら条例項目ごとの検討をさせていただいて、条例案を策定させていただいて、大枠的には市民の皆様にはパブリックコメントを求めて、そして12月に条例案として本議会のほうへ提案という形になるんですけれども、そういった大枠的なスケジュールで進めさせていただきたいと思うんですけれども、皆様御意見がありましたら。

○委員（北川勝義君） ちょっとええですか。

○委員長（治徳義明君） はい。

○委員（北川勝義君） 令和2年のパブコメじゃあな、意見公募。これは、やらにゃあいけんのんかな。どんなんですか。

○委員長（治徳義明君） 条例をするに当たって、市民の皆さんの御意見を反映するというのは1つの条例をつくる大きな、どの程度コメントがあるかはまた別としまして、市民の皆さんに提案をさせていただいて御意見を伺う、市民の皆さんの御意見を反映していくというのは1つの恒例だと思うんですけど。

○委員（北川勝義君） いやいや、ちょっとええかな。

○委員長（治徳義明君） はい。

○委員（北川勝義君） 政治倫理審の条例を策定するわけじゃろう。やるわけじゃろう。じゃから、今、条例をするんじゃったら市民のパブリックコメントを聞いたほうがええけど。そりゃあ例えば登庁時間を6時までにするとかなんとか、それが大事な大きい関心の、これは議員自身が決める、パブリックコメントまでせんでもええんじゃねんかなと思う。せにゃあおえん

のじゃったらすりゃあええんじゃけども、今、委員長が言われたのは条例をつくるときはパブリックコメントをせにゃあおえんのじゃというような言い方。条例をつくる時パブリックコメントやこしょうりゃへんよ。ちょっとそこは違うよと思うて。

○副議長（岡崎達義君） よろしいか。

○委員長（治徳義明君） 岡崎委員。

○副議長（岡崎達義君） 今、北川委員が言われたように、制度の改正とかそういうもんじゃないんで、あくまで我々議員にとっての倫理の条例ですから、パブリックコメントっていうのはなじまんのじゃないかなと思うんです。これは、パブリックコメントを求めると、条例が物すごい複雑になる可能性がありますからね。条例という以上は、余り複雑にしないほうがいいと思うんです。ですから、余りパブリックコメントを求めて、それを条例の中に入れていくっていうことは、ちょっと倫理条例としてはなじまないんじゃないかなと私は思います。

○委員長（治徳義明君） そのほかに。

原田委員。

○委員（原田素代君） 基本的には条例については全部パブコメを出してると私は認識しています。

○委員（北川勝義君） 全部出しようか。

○委員（原田素代君） はい、条例ですから。

それと、これが議会からつくるといっても、当然それを入れる入れないはこの皆さんの意向ですし、私はやはり市民にもこういう関心を持ってもらうためにもパブコメで皆さんに知っていただくという役割も含めてやったほうがいいと思います。

○委員長（治徳義明君） そのほかに今の件で御意見はございませんか。

○委員（佐々木雄司君） 委員長。

○委員長（治徳義明君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） そもそも条例とは何ぞやっていうところを疑問に感じまして、ちょっと今、条例について調べてみたんですが、条例とは憲法94条に基づくものだというふうにされているようで、法律、政令とは別に、その地方の事務に関し、議会の議決を経て独自の法規を制定できると憲法に書かれているんで、それに由来されて条例というものがあるんですよ。その条例の正体とは何ぞやっていったら、法律やあるいは憲法というものがそこにあって、それが地域の独自のルールを定めなければいけない場合に、それを条例と呼んでそこに定めるんだというふうな、そういうような説明になっているんですけども、ということになったら、パブリックコメントを受ける受けないというのは、誠実な姿勢としてはパブリックコメントを出すべきなんでしょうけども、じゃあパブリックコメントをとらなければ事足りないのかと言われれば、我々選挙で選ばれてる住民の意見ですから、我々自身が、だから議会と制定されているんだと思うので、解釈的には我々が住民の意見を代表してる現在、我々が決めてい

けばいいんでしょう。別にパブリックコメントをとらなくても。その上で、誠実な議会の姿勢としてパブリックコメントを出したほうがよりいいですよねというところの範囲のお話なんだと思うんですよ。だから、そのところを、よりいいですよねというところを我々がどこまで踏み込んで考えるかというところをぜひ議論させていただきたいなと思いますけど。

○委員（北川勝義君） 委員長。

○委員長（治徳義明君） 北川委員。

○委員（北川勝義君） さっき原田委員が、条例は、僕は違うと思うとるけえ今確認した。全部パブリックコメントをとりようように言われたんじゃないけど、とってねえからな。条例とりようらのんじゃ、パブリックコメント。そんなもんとりようらから。そんなこと全部とる、条例が何ぼ変わって、とりようりませんから。委員長も勘違いのことじゃのうて、このことでパブリックコメントをすとかせんかというのは、それはええんじゃないけど、原田さん、全ての条例でとりようるというたら大間違いで。

○委員長（治徳義明君） はい、わかりました。その辺はちょっと調べてみて。

原田委員。

○委員（原田素代君） うちの基本条例の中に、市民参加及び情報公開と第5条にあるんですけども、要するに、議会としてさまざまな条例を含めて活動していく上で、それが市民の皆さんにきちんと伝わっていく努力をしなきゃいけないというふうになっています。岡崎さんの危惧っていうのがよくわからないんですけども、市民の方が入ることによってこの政倫審の条例が何かしら進みにくいか混乱するとかっていう心配は私の中ではなくて、こういう基本条例からいうと、私たちが独自で議会で条例をつくらうとするときに市民の皆さんの意見もいただきながらつくっていかねばならないという、5条を見る限りでは私はいいか悪いかというよりも当然のことだというふうには思っています。

○委員長（治徳義明君） ありがとうございます。

そのほかにこのパブコメについての御意見ございませんでしょうか。

福木委員。

○委員（福木京子君） 基本条例に載っとんだから、できるだけやっぱりその努力をしたほうがいいんじゃないかなと。

○委員長（治徳義明君） え。

○委員（福木京子君） 基本条例に載っているんだから、今、原田委員が言われたように。私としては、原田委員と一緒に、一定程度やっぱり市民に知らせて、何かあったときにはそこで入れるという、そうしたほうがいいんじゃないかなと思います。

○委員長（治徳義明君） そのほかに御意見ないよう……。

○副議長（岡崎達義君） 委員長。

○委員長（治徳義明君） 岡崎委員。

○副議長（岡崎達義君） 今、私のあれがわからないって言われたんですけど、ともかく倫理条例っていうのは議会の議員の倫理についての条例を制定するわけですから、一々パブリックコメントを求める必要はないと思うんです。それに対してまた意見があって、ここはどうしても直さなければならぬと思えば、またその委員会をつくって直せば済むことであって、全くこの倫理条例に関しては市民の意見というのはなじまないと私は思っています。

○委員（佐々木雄司君） はい。

○委員長（治徳義明君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） もし岡崎さんが言われていることをここの場に置くんでしたら、独自ルールととられかねないんで、住民の方々から、だから独自ルールとしてとられないために、そういう考え方であればむしろオープンにして、住民の方々からこういう議会にも声を求めていきますよというようなものを取り入れるために、したほうがいいかもしれないですね。

○委員（下山哲司君） 委員長。

○委員長（治徳義明君） 下山委員。

○委員（下山哲司君） へりで聞きようったら、もう腹が立ってくることもある。大体、議員がこういうことで議員を制する条例をするわけじゃから。じゃけえ、問題を起こしたのに平気な顔してえてから、今まで問題起こして迷惑かけてえてから、はあ日が過ぎたら知らん顔したようにちゃあちゃあちゃあちゃあしゃべるけど、ちいとそういうことをせんようにするためにするんじゃから。じゃから、市民に求める内容とは違うんじゃけえ。自分らで自分らを戒めるための条例をするわけじゃから、何もパブリックやこうせんでも、議員がしっかり議員の中で検討すればええんじゃけえ。やっぱりそういう考え方になってもらいたい。

○委員（北川勝義君） 委員長。

○委員長（治徳義明君） はい。

○委員（北川勝義君） 委員長、言い方悪いけど、僕はパブリックはせんでもええと思うんじゃけど、それからもしそれがええとか決まったことには従います。ただ、1個だけお願いしときてえのは、さっき委員長も勘違いしとって、原田さんも勘違いして、条例は全部パブリックしようというて、してないんじゃから。こんなとこに議会のこねんしてしようときに間違うたことを言うたらいけんよ。訂正びちつとしてなかったら。今まであった条例、何かやっとなら教えて。ねえから、そりゃあ。

○委員長（治徳義明君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 何か今、下山さん、僕のことを言われたんじゃろうかなと思うて、何かちょっと……。

○委員（下山哲司君） いや、そういうことを思うとんか。

○委員（佐々木雄司君） いやいや、何か僕のことを言われてなきやええんじゃけど。

○委員長（治徳義明君） 済いません。委員会なんで、ちょっと済いません。静粛にお願いし

ます。

○委員（佐々木雄司君） 僕のことを言われてなきゃええんじゃけど、何か急にしゃべり出してどうしたこうしたというのが僕のことを指しとんじゃったら、僕は今までどおりじゃし、これからもこうじゃし、別になんか変わるところはありませんからということをお場で表明したいと思っております。

○委員（下山哲司君） いや、変わらなやあいけん言よんよ。

○委員長（治徳義明君） ありがとうございます。パブリックコメント、よろしいか。

そのほかにもうないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（治徳義明君） ありがとうございます。パブリックコメントにつきましては、物すごく賛否のあるみたい、賛成の人の御意見もよくわかりますし、反対の人の御意見も1つの筋論としてあるので……。

○委員（下山哲司君） 委員長。

○委員長（治徳義明君） 下山委員。

○委員（下山哲司君） 学者に聞いたら、議員が倫理規程やこうつくらなやならんこと自体が議員の能力不足と自制不足じゃというて、学者はそう言うんよ、聞いたら。じゃから、そういうことをせなやならんということは赤磐市議会が悪いんじゃから。何も文句を言われる筋合いはありやあせん。

○委員（北川勝義君） 委員長。

○委員長（治徳義明君） はい。

○委員（北川勝義君） ちょっと、さっきここで言うた話、委員長、副委員長よく聞いて。原田委員は全ての条例のときはパブリックコメントをとらなやおえんのんじゃというて、しとんじゃというて言われたんじゃから、そりや違うんじゃから。それをしとるから、いや、このことについてはパブリックにするにしてもええかも、皆さん賛成になったらしてもええんじゃ。僕はするべきじゃねえと思う、してもええんじゃけど。全ての条例へなつとるからということをお条件で言うてもろうたら違うよ。そこだけびちとして。委員長も先ほどなつとるようになつたが。絶対間違うとるよ。よう勉強せられえ。

○委員長（治徳義明君） ありがとうございます。それは、原田委員さんも、よりよいということに変更されました、変更。意見を変更されました。

よりよいためにパブコメをとりましようみたいな、意見は変更されたと思うので。

このパブコメにつきましては……。

○副委員長（佐藤 武君） 一応案ですから、きょうの案で、パブコメについては皆さんの御意見をいただいて、また再度詰めていきたいと思っております。

○委員長（治徳義明君） そういうことでお願いいたします。

○委員（原田素代君） それで、ちょっと全体に戻った意見でいいですか。

○委員長（治徳義明君） どうぞ、原田委員。

○委員（原田素代君） この案、スケジュールを見ましたけど、随分ゆったりしてるなあという印象があって、これ、基本は月1ぐらいのイメージですよ。

○委員長（治徳義明君） そうです。

○委員（原田素代君） だから、月1にやるのにこれだけの時間かけなくてもいいんじゃないかなと思うんですけど、ちょっとその辺の理由を……。

○委員長（治徳義明君） わかりました。

○委員（北川勝義君） 委員長。

○委員長（治徳義明君） はい、どうぞ。

○委員（北川勝義君） 今、原田さんが言って、僕も思ってたんですが、来年の12月というたら、すぐ3月には選挙で、ここへおる人はおられる人もおるけど、トップ当選せられる方やこうはおられるけど、一番下位のほうへおる僕らやこうはいつどうなるかわからん、定数削減されてもいろいろあるんじゃないけど、とりあえず月1回のペースでいくんじゃないかもっと早くできるんじゃないかというのが1つ僕はあるのと、それから早急にやるべきじゃないかということで、これは全員で今18人でやりようって、もめることばあじゃが。じゃあから、各委員会とかで代表者に2人ずつとか出ていただいて、委員長、副委員長に互選を任せてもええんじゃないけど出てもろうて、次のときには決めて、こういうのをやりてえというふうにも小委員会で進めてもろうて、半年に一遍ぐらいぽんと大事なことをこうやりましたというのをやってもろうたほうがええんじゃないか。そうせなんだら切りがねえと思う。

○委員長（治徳義明君） ありがとうございます。今、北川委員さん……。

○委員（北川勝義君） ちょっと待って。今のパブコメのことも踏まえて相談してください。そうせなんだら……。

○委員長（治徳義明君） 北川委員さんのほうから御提案がありましたけども、私ども委員長、副委員長、事務局との協議の中で、条例の大枠的な構成が終わった段階で、細かいことを決めるときには小委員会の提案をさせていただいて、深い議論をしないと、1つの大きな正しいモデルがあるわけでもないんで、ゼロ……。

○委員（下山哲司君） 常識というモデルがあるがな。

○委員長（治徳義明君） いやいや、案を決めるとき、やっぱり物すごく深い議論が必要なので、小委員会のほうで練らせていただきたいという、こういう意向がありますので、次回に提案させていただこうと思ってたんですけど、今、北川委員のほうから御提案があったので、そういう方向でさせていただきたいと。18人で全ての詳細部分までを議論するということになっては物すごく時間がかかってしまう可能性もあるので、そういうことにさせていただきたいと思っています。

原田委員。

○委員（原田素代君） ですから、それも含めてこのスパンですかということです。もうちょっと短い期間、例えば途中で、当初は2年度の12月議会と思ってても、もうちょっと早くできるっていう、前倒しになるような、その辺も考えていいということですか。

○委員長（治徳義明君） そういうこと。原田委員の言われるとおりに、最終が12月議会じゃないと、その次の3月議会ということになったらもうだめになってしまうので、ただ慎重にやっていかなきゃいけないのも事実です。条例をつくるというたら重たいものでもありますので、その辺を御理解いただきまして……。

佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 早くという声も今上がってますけども、時間的な概念は一人一人違うので何とも言えないところがありますけども、ある程度時間をかけて議論をしていかないと、急ごしらえでつくった条例という、将来においてこの条例に基づいて何か大きな判断を私たち市議会が下さなければいけないという、そういう場面に遭ったときに、急ごしらえの条例みたいな感じで我々の議決が法的にひっくり返される可能性もあるので、やっぱりそのところは対外的に見て条例という、委員長が言われるように重たいものですから、時間をかけてじっくりそういうそしりを受けないためにやっっていく必要がむしろあるんじゃないかなというふうに思います。

○委員長（治徳義明君） ありがとうございます。基本的には、今、佐々木委員が言われたように、ゼロベースからきちっとやっていかにゃあいけないし、簡単に、はいはいとつくるものでもないですし、慎重にやっていきたいとします。できればもう今期というんですか、次の改選時まで、ぎりぎりまでかかるんではないかと思っておりますので、皆さんの御理解、やり方につきまして今申しあげましたように、ある段階で小委員会で6人ぐらいで細かい議論をやって、それで中間報告とかそういう報告をしていかないと前へ進まないんじゃないかなと思っておりますので、大枠的にはそういったことで御理解ください。よろしく願いいたします。

○委員（佐々木雄司君） 委員長。

○委員長（治徳義明君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） その場合、法律の専門家、弁護士さんとかそういう第三者を入れてください、小委員会。また、小委員会をせずにこの特別委員会で進めていくにしても、弁護士さんとかオブザーバーの入ってないような状態で進めるとするのは非常に危ないと思っております。

○委員長（治徳義明君） 今、専門家というお話がありましたが、その辺はちょっと想定してなかったのを検討させてください。よろしく願いいたします。

下山委員。

○委員（下山哲司君） 何でも言やあほんなら考えるというて、議員が自分らの戒めをするの



に何で弁護士を頼まにゃならんのんな。そねえな難しいもんか。

○委員長（治徳義明君） いや、ですから、想定になかったので検討させてくださいと、こういうっておるだけで、よろしく御理解ください。よろしくお願いたします。

そのほかに何か。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（治徳義明君） もう1枚ペーパーをつけてますけども、これは現状の赤磐市議会議員政治倫理規程でございます。皆さん、また読んどってください。よろしくお願いたします。

それでは、そういった形で大枠的には進めさせていただきたいと思いますが、皆さん御了解のほうをお願いたします。

続いて、協議事項2、その他で何かありましたら。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（治徳義明君） ないようでしたら、次回の委員会の開催につきましては、8月27、火曜日、議会改革検討委員会終了後に開催させていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

以上をもちまして第2回議員政治倫理条例策定特別委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時10分 閉会